該旧代表者からの贈与又は当該特定受贈者からの相続、遺贈若しくは贈与により取得した財産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができることとした。（第五条関係）

㈡　旧代表者の推定相続人及び後継者が、2の㈠の合意をする際に、併せて、その全員の合意をもって、当該推定相続人と当該後継者や当該推定相続人間の衡平を図るための措置に関する定めをする場合は、当該定めは書面によってしなければならないこととした。（第六条第一項及び第二項関係）

4　合意の効力の消滅

2の㈠の合意は、合意の当事者以外の者が新たに旧代表者の推定相続人となったときに、その効力を失うこととした。（第一〇条第三号関係）

二　小規模企業共済法の一部改正関係

1　目的規定の改正

この法律の目的を小規模企業者の相互扶助の精神に基づき、小規模企業者の事業の廃止、承継等につき、その拠出による共済制度を確立し、もつて小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与することとした。（第一条関係）

2　申込金の廃止

共済契約の申込みに際して添えなければならない申込金を廃止することとした。（第五条、第一七条第一項、第二三条第一項、第二四条及び第二八条第一項関係）

3　個人たる小規模企業者がその配偶者又は子に対し事業の全部を譲り渡したときの事由の見直し

個人たる小規模企業者としての地位において共済契約を締結した者が、その配偶者又は子に対し事業の全部を譲り渡したとき、共済金を支給する事由にすることとした。（第七条第四項及び第九条第一項第一号関係）

4　掛金月額減少の要件の廃止

共済契約者からの掛金月額の減少の要件を廃止することとした。（第八条第二項関係）

5　会社等の役員の六五歳以上の任意退任の事由の見直し

会社等の役員としての地位において共済契約を締結した者が、六五歳以上でその会社等の役員でなくなったときの事由を、共済金を支給する事由とすることとした。（第九条第一項第二号関係）

6　その他所要の規定の整備

契約の解除の例外の追加、分割払の方法による共済金の支給期月、共済金の支給を受けるべき遺族の範囲及び順位、掛金納付月額の通算について所要の規定を整備することとした。（第七条第二項第一号、第九条の三第三項、第一〇条及び第一三条関係）

三　独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正関係

1　独立行政法人中小企業基盤整備機構法の業務の追加

㈠　中小企業者の経営の承継の円滑化に関し必要な助言を行うこととした。（第一五条第一項第二一号関係）

㈡　会社又は特別の法律によって設立された中小企業団体のうち小規模企業者の役員として共済契約を締結しているものに対し、その会社や中小企業団体の事業に必要な資金の貸付けを行うこととした。（第一五条第二項第九号ロ関係）

2　小規模企業共済事業に係る申込金の収納及び返還に関する委託を廃止することとした。（第一七条第一項第五号関係）

四　附則関係

1　この法律の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした。（附則第一条関係）

2　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇全国新幹線鉄道整備法施行令及び国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第三〇〇号）

（国土交通省）

1　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（政令第三〇一号）（総務省）

一　住民基本台帳法施行令の一部改正関係

1　地方公共団体情報システム機構が行う住民基本台帳法（昭和四二年法律第八一号）第三〇条の九の二第一項の規定による住民票コードの総務省への提供については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二六年政令第一五五号）第二〇条第四項及び第五項に定めるところによることとした。（第三〇条の八の二関係）

2　都道府県知事が行う住民基本台帳法第三〇条の一五第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による住民基本台帳法第三〇条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものの都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関への提供は、次のいずれかの方法により行うこととした。（第三〇条の一二関係）

㈠　総務省令で定めるところにより、電気通信回線を通じて都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法

㈡　総務省令で定めるところにより、都道府県知事保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを送付する方法

3　住民基本台帳カードに関する規定を削除することとした。（第三〇条の一三～第三〇条の二四関係）

4　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令の一部改正関係

1　行政機関等以外の者であって、総務大臣の認定を受けて署名検証者としての届出をしようとする者が満たすべき電子署名又は電子利用者証明の確認に関する基準は、次のいずれにも該当することとした。（第九条関係）

㈠　当該確認の用に供する設備が総務省令で定める基準に適合するものとすること。

㈡　署名利用者の真偽の確認が、当該署名利用者から通知された情報について行われた電子署名が当該署名利用者に係る署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて行われたことを確認する方法により行われるものとすること。

㈢　利用者証明利用者の真偽の確認が、当該利用者証明利用者が行った電子利用者証明が当該利用者証明利用者から通知された当該利用者証明利用者に係る利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号に対応する利用者証明利用者符号を用いて行われたことを確認する方法により行われるものとすること。

㈣　その他当該確認が総務省令で定める基準に適合する方法により行われるものとすること。

2　利用者証明用電子証明書発行記録の保存期間を、利用者証明用電子証明書の発行の日から、当該利用者証明用電子証明書の有効期間の満了すべき日の翌日から起算して一〇年を経過する日までとするほか、利用者証明用電子証明書に関する規定を設けることとした。（第一七条～第二三条関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

三　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正関係

開示請求をする者が開示請求手続において提示し、又は提出しなければならないものとされている書類のうち、住民基本台帳カードを個人番号カードに置き換えることとした。

四　総務省組織令の一部改正関係

自治行政局及び自治行政局住民制度課の所掌事務に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五年法律第二七号。以下「番号利用法」という。）に規定する個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードに関することを追加することとした。

五　この政令は、一部の規定を除き、番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二八年一月一日）から施行することとした。
